

第6章 社会保障協定

1 社会保障協定の意義

外国に派遣される日本国民の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重加入の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという**保険料掛け捨ての問題**が発生しています。

わが国は、これらの問題に対し、適用される制度の調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として社会保障協定の締結を進めています。




2 社会保障協定の締結等の状況

(平成23年4月1日現在)



・発効済み 12カ国

	ドイツ	平成12年 2月協定発効
	イギリス	平成13年 2月協定発効
	大韓民国	平成17年 4月協定発効
	アメリカ	平成17年 10月協定発効
	ベルギー	平成19年 1月協定発効
	フランス	平成19年 6月協定発効
	カナダ	平成20年 3月協定発効
	オーストラリア	平成21年 1月協定発効
	オランダ	平成21年 3月協定発効
	チェコ	平成21年 6月協定発効
	スペイン	平成22年 12月協定発効
	アイルランド	平成22年 12月協定発効

・署名済み 3カ国

	イタリア	平成21年 2月協定署名
	ブラジル	平成22年 7月協定署名
	スイス	平成22年 10月協定署名

・政府間交渉中 2カ国

	ハンガリー	平成22年 10月第3回交渉
	ルクセンブルク	平成23年 2月第2回交渉

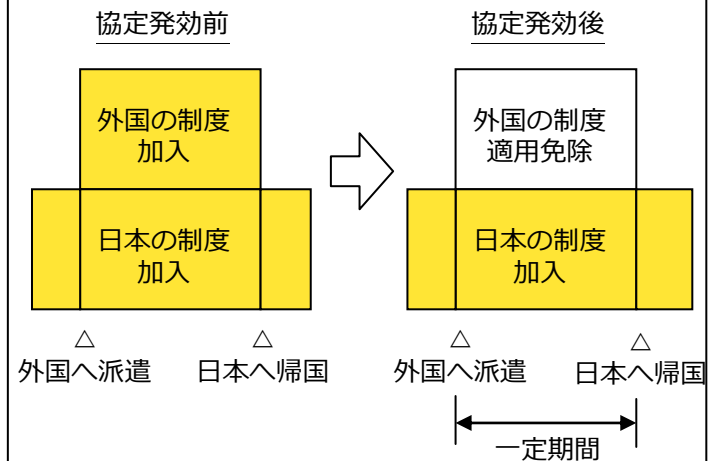
・予備協議中等 5カ国

	スウェーデン
	スロバキア
	オーストリア
	フィリピン
	インド

3 二重負担の防止

社会保障協定により、日本または外国の年金制度のいずれかのみ加入到し、いずれの制度が適用されるかのルールを定めます。

<図表5-1> 二重負担防止のイメージ

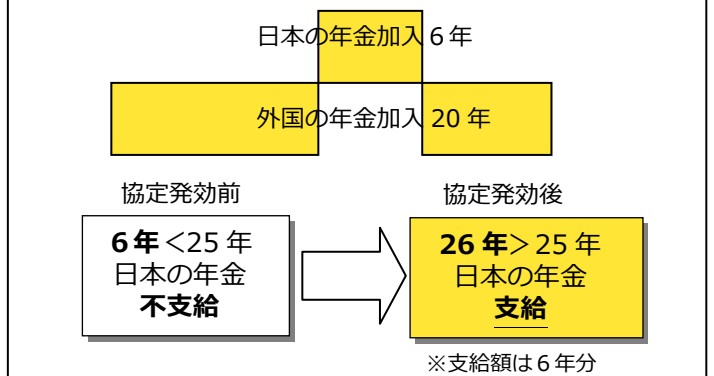


4 加入期間の通算

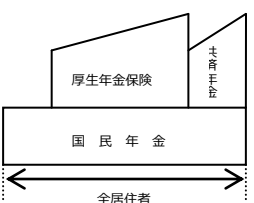
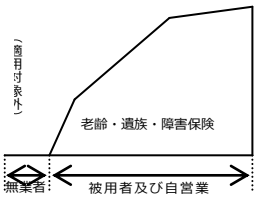
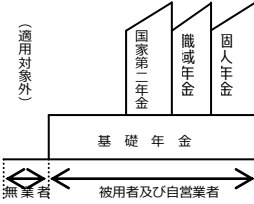
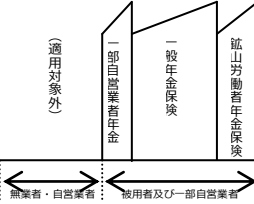
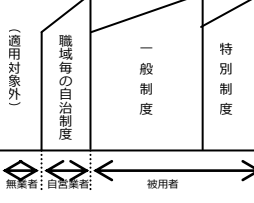
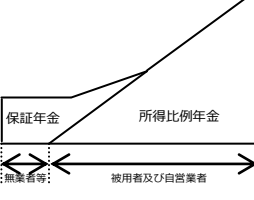
社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算します。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。

<図表5-2> 加入期間通算のイメージ

【外国から日本に派遣され勤務していた人の例】
日本の老齢年金受給のために必要な加入期間は25年



5 年金制度の国際比較

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 (2010年)	支給開始年齢 (2010年)	年金受給のために必要とされる 加入期間	国庫負担
日本	2階建て 	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険：16.058% (2010.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2010.4～、月あたり15,100円)	国民年金(基礎年金)： 65歳 厚生年金保険：60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	25年	基礎年金給付費の 2分の1
アメリカ	1階建て 	被用者及び自営業者	12.4% (労使折半)	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	40加入四半期 (10年相当)	なし
イギリス	2階建て 	被用者及び自営業者	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	男性：65歳 女性：60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	原則なし
ドイツ	1階建て 	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	5年	給付費の27.6% (2009年)
フランス	1階建て 	被用者及び自営業者	(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ	なし	一般税、一般社会 拠出金(CSG)等 より約26.7% (2009年)
スウェーデン	1階建て 	被用者及び自営業者	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ その他に遺族年金の保険料 1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)	保証年金部分

資料出所

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2010 / The Americas,2009
- ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか